

公 告

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により下記の通り随意契約を締結したので、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第108条の2第2項の規定により公表する。

令和8年6月19日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 契約の内容

大谷職員住宅敷地除草業務（除草した草の処分を含む。）

2 契約の相手方の名称及び所在地

伊都郡かつらぎ町丁ノ町 2160 番地
公益社団法人かつらぎ町シルバー人材センター
理事長 南 典昌

3 契約金額 69,423 円（消費税及び地方消費税を含む）

4 契約年月日 令和8年6月19日

5 契約の相手方とした理由

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定されている、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者であり、かつ唯一の見積書提出者で、その見積金額が落札予定価格の範囲内であったため。

問合先

和歌山県管財課 担当：高井

電話 073-441-2228 FAX 073-441-2248